

**富山市総合体育館Rコンセッション事業
実施方針及び要求水準書（案）に対する質問の回答**

令和5年11月

富山市

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
1	実施方針	1	1	(1)	2)		本施設について	「富山市総合体育館」「富山市3x3バスケットボール」の2施設を「本施設」の定義としておりますが、一方で、P16 4 1)本施設の立地条件では上記2施設の他に③富山市総合体育館の駐車場の記載が出てきます。「本施設」の定義に③は含まれるのでしょうか。「本施設」の定義が事業契約等の内容とも連動してくると思われるため、確認させてください。	「実施方針4.1)」に記載の事業対象地③は、本施設に付随して駐車場利用している敷地であり、定義上、本施設に含むものとします。
2	実施方針	1	1	(1)	5)		新たな価値の創造	プロスポーツをはじめとした観るスポーツについて、前提としているスポーツ等はバスケットボール以外になにかあるのでしょうか。(スポーツの種類次第では、専用の仕様や設備を備える必要があります)	これまでの本施設においては、バレーボールや大相撲などの興行開催実績があります。その他、複数の県内プロスポーツチームの試合を含め、これまで以上の興行開催に期待しています。
3	実施方針	5	1	(1)	7)	①	ア・サービス対価A・B・Cの上限金額 イ・ウ	サービス対価A・B・Cそれぞれの文章の中で「本市が設定した上限金額の範囲内で・・・」との記載がありますが、サービス対価A・B・Cそれぞれで上限金額を設定する予定でしょうか。	サービス対価の上限金額の設定については、入札公告時において示します。
4	実施方針	5	1	(1)	7)	①	イ サービス対価B	SPC設立に伴う開業費等は、サービス対価Bに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時において示すサービス対価に含まれます。
5	実施方針	5	1	(1)	7)	②	その他催し	「その他の催し」との記載があり、一般利用料金における「その他の催し」だと理解しておりますが、具体的にどのような内容を想定しているかお示しください。	現行の「富山市スポーツ条例」で本施設において定められている種別の考え方を示しています。本市、本市教育委員会及び各種スポーツ団体主催のイベント等を想定しています。
6	実施方針	5	1	(1)	7)	②	利用料金収入	キャンセル料や利用料金の一部の事前支払などの設定は、事業者の提案に基づき可能でしょうか。また可能な場合であっても、貴市との事前協議や承認が必要になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の提案に基づき、新条例を制定します。この新条例に基づき実施される利用規約作成業務において、本市との協議及び本市の承認が必要となります。
7	実施方針	5	1	(1)	7)	③	自主事業収入	自主事業収入は、④で明記されているプロフィットシェアの範囲の収入には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)巻末2」に記載のとおり、毎事業年度の収入がプロフィットシェアの対象となります。なお、自主事業収入についても対象に含まれます。本事業における事業全体の収支想定によりサービス対価を算定しているため、対象を事業全体の収入の合計としています。
8	実施方針	7	1	(1)	11)		事業スケジュール(予定)	維持管理・運営期間について7月公表の基本的考え時R22.3月末からR21.9月末への変更理由についてご教示ください。	「基本的な考え方1.(4)」の記載に誤りがありました。正しくは、「令和21(2039)年9月末日まで」となります。なお、「基本的な考え方1.(3)」には正しい期間が記載されており、期間設定に変更はございません。
9	実施方針	7	1	(1)	11)		事業スケジュール	事業契約：2024年9月より、設計・改修等期間：2026年9月までに供用開始とのことですが、期間が2年(36か月)となっておりますが、設計期間、工事期間の想定をご教示願います。	設計期間と改修期間の内訳については、応募者においてご判断ください。
10	実施方針	9	2	(3)	1)		応募者の構成員	SPCから直接業務を請け負うことがない出資のみの企業も、応募グループに参加できますでしょうか。(投資企業等を想定)	ご理解のとおりです。「実施方針2.(3).(3)⑤e」に記載のとおり、代表企業及び構成員以外で出資のみの企業も、SPCの出資者となり、応募者となる可能性があります。
11	実施方針	9	2	(2)			募集及び選定スケジュール	公告後の個別対話の実施は、何回を想定されておりますでしょうか。	入札公告時において示します。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答	
		頁	項目							
12	実施方針	10	2	(3)	2)	d	応募者の構成等	支援及び協力は可能とありますが、落札者の構成企業・協力企業禁止以外の縛りはありますか。	選定されなかった他のグループの構成員又は協力企業が、落札者の構成員又は協力企業になることを禁止しているものではありません。	
13	実施方針	10	2	(3)	3)	②	ウ	応募者の参加資格要件	公共施設・民間施設における運営実績とは何の運営実績でしょうか。お示してください。	自社の職員を施設スタッフとして配置し、施設運営を実施した実績となります。
14	実施方針	10	2	(3)	3)	②	ウ	応募者の参加資格要件	公共施設・民間施設における運営実績とありますが、代表企業として最大出資するSPCが指定管理者となっている公共施設の実績は、運営実績とみなしてよい、という認識でよろしいでしょうか。	お示しの事例については、SPCにおいて運営業務を受託している企業であれば運営実績要件を満たしますが、SPCの代表企業であることをもって運営実績要件を満たしているとは取扱いません。
15	実施方針	12	2	(3)	3)	⑥		代表企業、構成員及び協力企業の変更	⑥に記載の内容は、応募時における代表企業の変更についての記載だと理解しましたが、事業期間中における代表企業の変更は可能でしょうか。	参加表明書提出以降、事業期間中においても、代表企業の変更は認めません。
16	実施方針	14	3	(2)	2)			モニタリングの時期	文中の「改修時」「改修完了時」で示されるのは期初改修、期中改修ともに含まれるとの認識で宜しいでしょうか？	該当の文中における「改修時」「改修完了時」は、期初改修及びBリーグ改修・魅力化改修を指します。なお、期中改修については、該当の文中の「維持管理・運営時」に含まれます。
17	実施方針	16	4	1)				本施設の立地条件	文中「本施設の立地する敷地全体に運営権を設定する」とあるが、2)「本施設」の記述に含まれない事業対象地③も含まれるとの認識で良いでしょうか。	質問No. 1の回答をご参照ください。
18	実施方針	16	4	1)				本施設の立地条件	①事業対象地①の敷地面積について7月公表の基本的考え方で示された17,801.58㎡との相違について、理由をご教示ください。 ②事業対象地②の敷地面積について7月公表の基本的考え方で示された352.3㎡との相違について、理由をご教示ください。	実施方針においては、①②ともに、固定資産台帳の数量としたものです。
19	実施方針	16	4	2)				本施設の概要	①富山市総合体育館の駐車場記述において7月公表の基本的考え方で示された262台との相違についてご教示ください。 ②総合体育館の駐車場台数について281台との記載がありますが、事業対象地③も含まれた台数でしょうか。事業対象地③(富山市総合体育館の駐車場)の台数をご教示ください。	①実施方針においては、駐車場設置届の数量としたものです。 ②事業対象地③の駐車場台数は、含まれておりません。また、事業用地③の駐車場台数は、竣工当時は7台でしたが、現在区画線は消失しております。別紙7をご参照ください。
20	実施方針	17	6	(1)				事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	文中にある「民間事業者」について、「事業者」との定義の相違点についてご教示ください。	誤字となります。正しくは、「事業者」となります。入札公告時に修正します。
21	実施方針	19	別紙1					用語集	「事業者」の定義について、実施方針19頁では「市と事業契約を締結し、事業を実施する者」とあることから、いわゆるSPCと捉えることができますが、構成員となる法人とは事業者と一致しないという認識でよろしいでしょうか。(実施方針及び要求水準書案全体に渡って「事業者」を明確にした上で理解をする必要があるため)	ご理解のとおりです。事業者と構成員は、定義上、区別しています。

No.	文書名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	項目					
22	実施方針	19	別紙1			用語集	「本施設」にP16本施設の立地条件表中の事業対象地③の駐車場は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.1の回答をご参照ください。
23	実施方針	21	別紙3			リスク分担表	不可抗力について、事業者が△となっていますが、想定される事例をご教示ください。	「リスク分担表の欄外脚注※3」をご参照ください。
24	実施方針	21	別紙3			許認可の遅延等	予測できない災害時等における遅延、失効の場合は貴市の負担でよろしいでしょうか。	不可抗力に起因するものについては、個別事象に応じて協議のうえ定めます。
25	実施方針	22	別紙3			リスク分担表	総合体育館の需要変動による収入の増減について、市のリスク分担が△となっていますが、想定される事例をご教示ください。	「リスク分担表の欄外脚注※4」をご参照ください。
26	実施方針	22	別紙3			施設損害	「引渡し前の施設等の損害」とは何を想定されていますか。お示しください。	期初改修に係る工事目的物に生じた損害を想定しています。
27	実施方針	22	別紙3			工事費増大	「本市の帰責事由による工事費増大」について貴市のリスクとなっていますが、中長期建物保全計画書からは事業者が読み取れなかった瑕疵の発見による工事費の増大も「本市の帰責事由」に該当するとの認識で宜しいでしょうか。お示しください。	中長期建物保全計画書の重大な不備や本市からの指示の誤り等、本市の帰責事由と認められるものについては、ご理解のとおりです。
28	実施方針	22	別紙3			施設の契約不適合	事業開始前の施設整備・維持管理に契約の不適合があった際の修繕、損害賠償は貴市のリスクとなっていますが、「事業開始前」とはいつのことを指していますでしょうか。お示しください。	期中改修・維持管理・運営の開始前を想定しています。
29	実施方針	22	別紙3			施設の契約不適合	「期中改修・維持管理・運営段階」の項目の中に、施設の契約不適合の記載があり、「期初改修段階」には記載が無い背景についてご教示頂けますでしょうか。	期初改修段階では、事業者による改修業務が行われているため、契約不適合責任の判定が現実的に困難と考えます。期初改修段階における想定外の発生費用の負担については「工事費増大」に係るリスク分担の定めによります。
30	実施方針	22	別紙3			物価変動	物価変動の基準とする日を事業契約時点より前(債務負担行為が議会承認を得た時点又は入札公告時点)が物価変動算定の基準日と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時の事業契約書(案)において示します。
31	実施方針	22	別紙3			リスク分担表 第三者賠償	「設計業務に起因する騒音、振動、電波障害及び有害物資の流出等に関するもの」とあります。新築ではないため、電波障害調査、対策は含まないと考えてよろしいでしょうか。	総合体育館に関しては基本的に想定していませんが、自主事業の一環として新たな施設整備を提案する場合は、必要に応じて適切な対策を講じてください。
32	実施方針	23				リスク分担	総合体育館の需要変動による収入の増減について、※4に記載の不可抗力等のやむを得ない事象とは、※3にある「天災(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等)や戦争、テロ、疫病等、貴市及び民間事業者にいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な事象」との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に起因するものを含みますがこれに限らず、個別事象に応じて協議のうえ定めます。
33	実施方針	23	※2			物価変動	「サービス購入費」となっていますが、「サービス対価」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
34	実施方針	23	※2				物価変動	サービス対価Bにおいては、物価変動より賃金変動の影響が大きいため、企業向けサービス物価指数とともに賃金指数を含めた計算式とされるのでしょうか。	入札公告時の事業契約書（案）において示します。
35	実施方針	23	別紙3				金利変動	サービス対価の支払い条件に応じてリスク分担を変更する可能性があるとの記載がありますが、具体的にどのような場合を想定していますでしょうか。	サービス対価に係る割賦払いの有無に応じて異なるという趣旨です。詳細については入札公告時の事業契約書（案）において示します。
36	実施方針	23	別紙3				不可抗力	不可抗力の記載がありますが、本事業はBリーグ基準に向けた改修が求められておりますが、Bリーグチームが仮に事業期間内で撤退した際は、不可抗力に該当し、逸失利益等を補填頂ける認識でよろしいでしょうか。	お示しの事例については、本市が不可抗力に該当すると判断した場合は、負担方法について本市と事業者で協議することを想定しています。
37	実施方針	23	別紙3				リスク分担表（案）	※3記載内「疫病等」には新型コロナウイルス等の感染症も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	社会全体や本事業に対する影響の程度等、個別の感染症の内容によります。
38	要求水準書（案）	1	1	2			事業目的	文中「Bリーグホームアリーナ検査要綱におけるアリーナ基準」についてシーズン毎に検査基準が変更されます。対象となるシーズンについてご教示ください。また、供用開始までの期間でBリーグ基準が変更になった際に、大幅な基準変更による費用負担は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	新B1アリーナ基準については、現時点の最新版である「Bリーグホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用」が対象となります。なお、新B1アリーナ基準の変更に伴う費用については、本市が負担します。
39	要求水準書（案）	2	1	3	I		基本方針	文末「生み出」の続きをご教示ください。	誤字となります。該当の文末について、正しくは、「生み出す。」となります。入札公告時に修正します。
40	要求水準書（案）	2	1	3			コンベンションの実施	本施設ではこれまでスポーツでの利用が中心だったかと思いますが、コンベンション利用に当たっての制限は特に無いとの認識でよろしいでしょうか。また本施設でのコンベンションとして利用実績をお示しください。（過去5年程度）	ご理解のとおりです。大規模な興行実績としては、平成30年度及び平成31年度において某ファッションショーの開催実績がございます。
41	要求水準書（案）	4	1	4	3	(8)	自主事業	『基本的な考え方』から「スポーツ振興業務」が追加になった意図をご教示ください。	「要求水準書（案）1.3」基本方針に記載のとおり、市民スポーツの中核施設としての質の向上に期待していることから、業務項目として設定しています。
42	要求水準書（案）	5	1	5			事業スケジュール	「期初の休館期間」について「維持管理・運営期間」に含まれないとの理解でよろしいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書（案）	5	1	5			3x3バスケットボールコート の受付	3x3バスケットボールコートは休館しないため2026年4月より運営を先行開始するとの記載があり、改修等の期間に該当する可能性があります。改修中は第三者の方々の入場を想定していません。受付場所はどこを想定していますでしょうか。ご教示ください。	3x3バスケットボールコートについては、前指定管理者による維持管理・運営が令和7年度末で終了し、運営が先行開始されます。改修期間に該当する場合は、応募者において改修に支障のない運用についてご検討ください。
44	要求水準書（案）	7	1	6	(2)		要項・基準など	検査要項についてはシーズン毎に検査基準が変更される可能性があるとの理解です。対象となるシーズンについてご教示ください。	質問No. 38の回答をご参照ください。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
45	要求水準書（案）	7	1	6	(2)		要項・基準など	「Bリーグホームアリーナ検査要項」につきまして、2026-27シーズン新B1用でよろしいでしょうか。	質問No. 38の回答をご参照ください。
46	要求水準書（案）	8	1	7	1		事業者が加入すべき保険	「建設総合損害共済」「市民総合賠償補償保険」について補償内容についてご教示ください。	補償内容の開示方法については、本市で検討のうえで、入札公告時において示します。
47	要求水準書（案）	8	1	7	(1)	a	各種改修業務に係る保険	設計業務期間において、保険が必要となる事象の想定をご教示ください。	設計業務に起因する建築物の瑕疵が発覚した場合の損害賠償保険等を指します。なお、入札公告時に「設計業務期間において」を「設計業務に関して」に修正します。
48	要求水準書（案）	9	1	7	1	a	維持管理・運営等に係る保険	第三者賠償責任保険、火災保険に関して保険金額については事業者にて設定との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	保険金額については、応募者においてご判断ください。
49	要求水準書（案）	9	1	7	2		記載以外の保険	履行保証保険や前払金保証に関する詳細は、入札説明書等で開示されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。入札公告時の事業契約書（案）において示します。
50	要求水準書（案）	10	1	10	1	b	著作権	「成果物」についての著作権は事業者、富山市のどちらに帰属するのかご教示ください。	事業者に帰属します。
51	要求水準書（案）	12	2	1	1		立地条件	事業対象地②の運営権対象地としては、1270.6㎡-440㎡=830.6㎡ということでしょうか。お示ください。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書（案）	14	2	1	3		TTSの契約期間	TTSの事業期間はいつまででしょうか。また、TTSに設置されている備品等は貴市の資産であり、PFI事業期間においても活用可能でしょうか。お示ください。	TTSの事業期間は、事業者の提案内容を受けて、本市が検討します。また、本市所有の備品等は活用の提案が可能です。ただし、全ての備品が本市所有のものではありません。
53	要求水準書（案）	14	2	2	1	b	サービス対価B	物価上昇に併せて委託費用の増加の可能性もございます。サービス対価B上限は物価と連動する認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	物価変動によるサービス対価の改定については、入札公告時の事業契約書（案）において示します。
54	要求水準書（案）	16	2	4	1	b	利用形態	一般利用の記載において「地域イベント」の記載がありますが、どのようなものを想定しているのかご教示ください。	地域の団体等によるスポーツイベント等を想定しています。
55	要求水準書（案）	16	2	4	1	b	利用形態	興行利用と一般利用の定義の違いは、プロとアマチュアという理解でよろしいでしょうか。アマチュアの競技（試合）ですが、有観客且つ入場料のイベントの場合、どちらの категорияになるのでしょうか。お示ください。	興行利用と一般利用の定義については、「要求水準書（案）2.4.1」に記載のとおり、事業者が各区分の定義・設定について提案することができます。なお、各区分による利用料金体系・水準の考え方については、「要求水準書（案）2.4.2」をご参照ください。
56	要求水準書（案）	16	2	4	2		利用料金体系及び水準	文中「市民が利用しやすい利用料金体系及び水準」について想定をご教示ください。	別紙44をご参照ください。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
57	要求水準書（案）	17	2	4	3		各諸室等における料金設定	現行で利用料金がない諸室等についても設定が可能とのことですが、参考として、現在、メインアリーナを利用すると付随して利用できる諸室（メインアリーナ料金を払えば利用できる諸室：例えば現在は応接室等が利用できると理解しております）をご教示ください。	ご質問の諸室については以下のとおりです。 ・役員控室1,2 ・幼児室 ・指導員室 ・応接室 ・前室 ・医務室 ・記者室 ・放送室 ・選手控室1,2
58	要求水準書（案）	17	2	4	4	c	スポーツ施設使用料等の減免取扱基準	「高齢者等の市営スポーツ施設減免要綱」「学校週5日制によるスポーツ施設無料化実施要領」「スポーツ施設使用料等の減免取扱基準」の内容は適用されず、同等の料金設定（サービス内容）を提案するかどうかは応募者に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。お示しください。	ご理解のとおりです。なお、一般利用については、本施設が公の施設であることを踏まえて、市民が利用しやすい利用料金体系及び水準の設定に配慮してください。
59	要求水準書（案）	18	2	6	1		財産の利活用について	現在体育館内に配置されている美術品等については富山市にて移動・撤去いただけるとの理解でよろしいか。お示しください。	原則、本施設内での展示等を想定しておりますが、事業者の提案内容を踏まえて、本市と事業者の協議により対応を決定します。
60	要求水準書（案）	18	2	6	1		財産の利活用について	財産の利活用について、事業者側の収益の最大化を図るために供用開始前よりネーミングライツ等を第三者へ販売し、料金を収受することは可能でしょうか。ご教示ください。	開業準備業務の一環として供用開始前より第三者に営業活動を行うことは可能ですが、料金収受を含むネーミングライツの権利行使は運営権設定後となります。
61	要求水準書（案）	18	2	6	2	a	留意事項	第三者委託者に対して、市としてのスクリーニングはないという考えでよろしいでしょうか。お示しください。	「要求水準書（案）10.1及び10.2」に記載のとおり、本市への提出書類（計画書・報告書）や業務に応じた本市との協議において、本市で内容の確認を行います。
62	要求水準書（案）	18	2	6	2	a	留意事項	壁面・床面等の活用に関し、行政財産目的外使用の許可手続きが不要ということは、事業者側の裁量で許可手続きを実施できるという理解でよろしいでしょうか。お示しください。	壁面・床面等の活用に関しては、事業者の裁量によって、事業者自ら実施又は第三者に委託の他、利用料金設定等による活用を行うことができます。
63	要求水準書（案）	18	2	6	2	b	留意事項	転貸借先に対して、貴市としてのスクリーニングはないという考えでよろしいでしょうか。お示しください。	賃貸借契約等の手続きの中で、本市において内容の確認を行います。
64	要求水準書（案）	18	2	6	3		スポーツ協会による事務室利用について	費用負担について「事務所利用に伴う費用」に廊下の電気代等の共益費は含まれるかご教示ください。	事務所利用に伴う費用について、共用スペースの費用は含みません。
65	要求水準書（案）	18	2	6	3		スポーツ協会による事務室利用について	休館中にスポーツ協会が行うと想定される業務内容をご教示ください。	令和7年度末までは、事務局業務に加え、総合体育館及び3x3バスケットボールコートの指定管理者業務を行うことを想定しています。 令和8年度以降は、事務局業務のみを行うことを想定しています。
66	要求水準書（案）	18	2	6	3		スポーツ協会による事務所利用について	スポーツ協会に対し、事務室以外で継続的に貸し出す場所は無い理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。（例えば、駐車場を無償貸出すると、事業者側の収入に係る部分となるため、確認したい意図があります）	ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
67	要求水準書（案）	19	2	8	1		改修に係る業務について 期中改修業務は以下の通り整理されると認識していますが、業務範囲で規定される維持管理業務では、費用が発生する修繕は含まないという認識でよろしいでしょうか。 また、サービス対価Aの対象外となる修繕費について、どのような根拠でその予算額を設定されるのでしょうか。 ・期中改修業務：サービス対価A対象/年度修繕計画書○/別紙39中長期建物保全計画書に基づく修繕 ・その他修繕・更新業務：サービス対価A対象外/年度修繕計画書○/上記以外で発生し翌年度に計画すべき修繕 ・その他修繕・更新業務：サービス対価A対象外/年度修繕計画書×/都度発生（これが圧倒的に多い。参考：別紙23修繕記録）	「要求水準書（案）7.1.2.e」に記載のとおり、修繕については期中改修業務に含まれ、維持管理業務においては各種点検及び保守の範囲内において対応することとしています。 その他修繕・更新業務については、「要求水準書（案）2.8.1及び5.2.3」に記載のとおり、サービス対価Aに含まれ、本市で必須指定した改修内容の他、一定の予算に基づいて、「年度修繕計画書」に定めた修繕・更新、及び計画外に必要な生じた修繕・更新について対応することとしています。 過年度の修繕・更新実績額を参考に一定の予算額を算定します。一定の予算額については、入札公告時において示します。	
68	要求水準書（案）	19	2	7	2		事業者自ら所有する資産とはどのようなものを想定していますでしょうか。お示しください。	具体的な例示は行いませんが、事業者において自ら所有した方が望ましいと判断した施設・設備・備品等を指します。事業者自ら所有する資産の詳細の取り扱いについては、事業契約書（案）において示します。	
69	要求水準書（案）	19	2	7	2		事業者の所有となる追加投資 「事業者対象地③において民間提案施設を整備することができる」とありますが、事業における条件等ございますでしょうか。お示しください。	事業者対象地③の敷地に運営権が設定され、「要求水準書（案）2.6及び2.7」に記載のとおり、財産の利活用や追加投資としての民間提案施設の整備等が可能となります。詳細については、事業契約書（案）において示します。	
70	要求水準書（案）	19	2	8	1		改修に掛かる業務の整理 期初及び期中改修にて必須指定されない内容については修繕・更新としてサービス対価Bに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「要求水準書（案）2.8.1及び5.2.3」に記載のとおり、本市で必須指定した改修内容以外については、「その他修繕・更新業務」としてサービス対価Aに含まれます。	
71	要求水準書（案）	20	2	8	2	b	留意事項 想定されている劣化調査の項目並びに場所をご教示ください。	「要求水準書（案）4.2.1」をご参照のうえ、事業期間を通じた「修繕計画書」を策定するうえで必要な調査内容について、応募者においてご判断ください。	
72	要求水準書（案）	22	3	1	3	(2)	各業務責任者 表中「Bリーグ改修・魅力化改修に係る工事業務責任者」については「工事監理業務責任者」の誤記でよろしいでしょうか。ご教示ください。	誤字となります。入札公告時に修正します。	
73	要求水準書（案）	22	3	1	3	(3)	留意事項 期初改修設計業務責任者と期初改修工事監理業務責任者は兼任可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。	
74	要求水準書（案）	22	3	1	3	(3)	留意事項 Bリーグ改修・魅力化改修設計業務責任者とBリーグ改修・魅力化改修工事監理業務責任者は兼任可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。	
75	要求水準書（案）	23	3	1	4	a	提出書類 統括管理業務基本業務計画書のフォーマット或いは記載必須事項をご教示ください。	フォーマットや記載必須事項について、本市において提示は行いませんので、応募者においてご判断ください。	
76	要求水準書（案）	23	3	1	4	b	提出書類 統括管理業務年度業務計画書のフォーマット或いは記載必須事項をご教示ください。	フォーマットや記載必須事項について、本市において提示は行いませんので、応募者においてご判断ください。	

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
77	要求水準書（案）	23	3	1	4	c	提出書類	統括管理業務月次業務報告書及び統括管理業務年度業務報告書のフォーマット或いは記載必須事項をご教示ください。	フォーマットや記載必須事項について、本市において提示は行いませんので、応募者においてご判断ください。
78	要求水準書（案）	24	3	2	2	a	総務・経理業務	決算管理について、SPCが完全バススルーの場合、SPCの決算書では総合体育館の運営経費明細は分からないと思われませんが、そのような認識でよろしいのでしょうか。	本事業はSPCにおいて変動する収入及び利益が計上される想定であり、完全バススルーの認識はございません。SPCの事業収支報告においては、明細が提出される想定です。詳細については、入札公告時の様式集において示します。
79	要求水準書（案）	24	3	2	3	b	セルフモニタリング業務	個別業務が要求水準を充足していることを客観的に確認する仕組みとは、要求水準チェックシートの認識で構わないでしょうか。	お示しの事例を含め、応募者においてご判断ください。
80	要求水準書（案）	24	3	2	3		セルフモニタリング業務	客観的に確認する仕組みとはどのような仕組みをイメージしていますでしょうか。お示してください。	質問No. 79の回答をご参照ください。応募者においてご判断ください。
81	要求水準書（案）	24	3	2	3		セルフモニタリング業務	「個別業務ごと」に要求されていますが、個別業務とは要求水準書案3ページの両かっこ数字(1)～(8)のことを示すとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書（案）	25	4	1	2	g	前提条件	貴市が必要と認める場合には、事業者が実施する近隣調整にご協力いただけるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書（案）	25	4	1	2	h	前提条件	既存不適格については記載内容以外について顕在化した場合は市側の責任との認識でよろしいでしょうか。お示してください。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書（案）	25	4	1	2	h	前提条件：既存不適格	既存不適格の解消に係る改修において、「特定天井、防火シャッターの危害防止機構及び昇降機扉の遮煙性能」の解消のみで、他には既存不適格はないという認識でよろしいでしょうか。	現行法令に合うように、設計者が最終確認を行ってください。
85	要求水準書（案）	25	4	1	2	h	前提条件：既存不適格	既存不適格の解消に係る改修において、「第1アリーナ、第2アリーナの特定天井特定天井」とありますが、どのように解消する方針でしょうか。天井に対する必要性能等をご教示願います。既存建築物で「特定天井に該当する場合」、技術基準への適応はされませんが、増改築等を行う場合には、新築時と同様の技術基準への適合や落下防止措置などの対応が必要となります。落下防止措置への改修として、落下防止ネットや天井をワイヤー等で吊る方式や、天井撤去という方式もありますでしょうか。	天井脱落対策は、現状の天井形態やアリーナの音響性能に大きな影響を与えない方法として、特定天井及び特定天井の構造耐力上、安全な構造方法を定める「国土交通省第771号」に適合させることを基本としていますが、その他の天井脱落対策を排除するものではありません。また、落下防止ネットや天井をワイヤー等で吊る方式や天井撤去という方式については想定しておりません。
86	要求水準書（案）	25	4	1	2	h	前提条件：既存不適格	既存不適格の解消に係る改修において、「第1アリーナ及び第2アリーナの特定天井」とありますが、特定天井に該当する部分は、第1アリーナ、第2アリーナのみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答	
		頁	項目							
87	要求水準書（案）	27	4	1	6	(2)	C	施工業務	③完成図書について内容の想定をご教示ください。	竣工図面一式となります。
88	要求水準書（案）	28	4	2	1	a		事前調査・修繕計画策定業務	想定される事前調査項目があればお教え頂きたく存じます。なければ調査レベルをご教示ください。	「要求水準書（案）4.2.1」をご参照のうえ、事業期間を通じた「修繕計画書」を策定するうえで必要な調査内容について、応募者においてご判断ください。
89	要求水準書（案）	28	4	2	1	d		事前調査・修繕計画策定業務	目視や触診、打診等による調査で不明な点については市と協議の上、市の負担により実施との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事前調査について、本市の負担により実施する想定はございません。また、事業期間を通じた「修繕計画書」を策定するうえで必要な調査内容について、応募者においてご判断ください。
90	要求水準書（案）	33	5	2	3	a		その他修繕・更新業務	別紙39「中长期建物保全計画」に記載されている「サービス対価必須項目」が必須指定という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書（案）	33	5	2	3	b		その他修繕・更新業務	什器備品に関して修繕・更新計画はありますでしょうか。お示しください。	什器備品に関して本市において策定した計画はございません。「要求水準書（案）5.2.3.b」に記載のとおり、什器備品の修繕・更新については、「その他修繕・更新業務」において実施してください。
92	要求水準書（案）	33	5	2	4	a		次期修繕計画立案業務	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する」とありますが、判断基準をお示しください。	性能及び機能を満足する限りにおいて、実用上支障のない状態を、判断基準とします。
93	要求水準書（案）	35	6	1	2	d		業務区分	供用開始前の予約受付業務の開始時期の想定についてR8年4月でよろしいかご教示ください。	利用規約が本市に承認された後に、業務開始となります。必ずしも令和8年4月とは限りません。業務開始時期については事業者の提案を求めます。
94	要求水準書（案）	35	6	1	2	e		業務区分	供用開始前の広報・誘致業務の開始時期の想定についてご教示ください。	業務開始時期については、供用開始前の広報・誘致業務の要求水準を充足する範囲において、事業者の提案を求めます。
95	要求水準書（案）	37	6	2	3	(1)	1	事務室の開設及びスタッフ教育訓練	開業に先立って設置する事務室の開設時期については事業者判断でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。開業準備業務の要求水準を充足する範囲において、事業者の提案を求めます。ただし、令和7年度末までは前指定管理者が本施設内で施設運営を行っているため、協議が必要となります。
96	要求水準書（案）	37	6	2	3	(3)	a	設備等の試運転及び供用開始前の各種保守点検等	本項記載の「本施設の引渡し」について、何時なのかご教示ください。事業者提案という事でしょうか。お示しください。	引渡しについては、本市により本施設の期初改修及びBリーグ改修・魅力化改修の工事の完成を確認した日を指します。また、引渡しの時期については、「要求水準書（案）1.5」をご参照ください。
97	要求水準書（案）	37	6	2	3	(4)	C	富山市3×3バスケットコートの先行運営について	記載にある富山市総合体育館の供用開始時（引き渡し完了時）とはいつなのかご教示ください。 ※6.2.3(3)aにある引渡しとの相違についてお示しください。	質問No.96の回答をご参照ください。なお、「要求水準書（案）6.2.3.(4).c」の運営権の設定に関する記載については、入札公告時に表現を修正する予定です。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答	
		頁	項目							
98	要求水準書（案）	37	6	2	4	c	供用開始前の予約受付業務	新予約受付システムの概要・事業者で年間負担する費用・新たにシステムを設置することでPFI事業者に想定される業務（例：新たに登録者の個人情報の取得を必要とする等）をご教示ください。 また、独自システムを導入する場合、市の予約受付システムと連携を図る必要はありますでしょうか。ご教示ください。	本市で導入を予定する新たな予約受付システムの概要については、今後詳細を検討するため現時点で情報をご提示できません。また、事業者が独自の予約受付システムを導入する場合の本市システムとの連携のあり方については、本市との協議により定めるものとします。	
99	要求水準書（案）	38	6	2	5	(1)	a	施設ロゴ・サイン作成	施設ロゴはネーミングライツパートナーの意向に左右されると思慮します。運営事業者の意向ではなくパートナーの意向で承認を受けることは可能でしょうか。お示しください。	ご理解のとおりです。なお、ネーミングライツパートナーの要件は、要求水準書（案）別紙48をご参照ください。
100	要求水準書（案）	38	6	2	5	(2)	e	パンフレットの作成	印刷等の協力の具体的内容の想定をご教示ください。	本市が実施する本施設の広報・情報発信において、使用する際のご協力を想定しています。
101	要求水準書（案）	38	6	2	5	(2)	e	パンフレットの作成	貴市からの要請に応じて、増刷したパンフレットに関しては貴市にて費用負担いただく理解でよろしいでしょうか。お示しください。	原則、事業者の費用負担及び協力による増刷対応となりますが、枚数の上限設定など、詳細については本市との協議により定めるものとします。
102	要求水準書（案）	38	6	2	5	(3)	b	興行誘致業務	供用開始前の予約受付業務を事業者が実施できるR8年4月以前についての誘致についての事業者の活動の想定をご教示ください。	興行コンテンツの誘致のための興行主催者等への営業活動を想定しています。
103	要求水準書（案）	39	6	2	5	(5)	a	SNSアカウントの作成と情報発信	作成すべきSNSアカウントについて想定をお示しください。	作成すべきSNSアカウントについては、応募者においてご判断ください。
104	要求水準書（案）	39	6	2	6	a	オープニングイベント実施業務	オープニングイベントに関しては貴市との共催で実施されると認識しております。かかる費用について、貴市との分担があるという理解でよろしいでしょうか。お示しください。	オープニングイベント実施業務の費用についてはサービス対価に含まれております。なお、本市の要望による事項については、本市の負担とします。	
105	要求水準書（案）	39	6	2	6	a	オープニングイベント実施業務	オープニングイベント以外で、運営開始前までに貴市要望によるイベントや式典等の開催は無いという理解でよろしいでしょうか。お示しください。	ご理解のとおりです。なお、今後、本市として要望する場合には、事業者と協議したいと考えております。	
106	要求水準書（案）	39	6	2	6	b	オープニングイベント実施業務	企画案を提出し、承認を得られるまでの期間の想定をご教示ください。	本市に対し、事前にどの程度協議があるかどうかで承認に必要な期間は変わるものと考えております。	
107	要求水準書（案）	41	7	1	3	g	駐車場保守管理業務	期初工事期間中に発生する駐車場料金は供用開始前ではあるが、事業者側の収入として扱える理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	令和8年度以降（指定管理者の指定）は事業者の収入となります。ただし、令和7年度末までは、前指定管理者による運営が行われているため、事業者の収入とはなりません。	

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答	
		頁	項目							
108	要求水準書（案）	42, 43, 46	7	2	1 2 9		維持管理業務	維持管理業務の7.2.1建築物保守管理業務、7.2.2建築設備保守管理業務、7.2.9外構保守管理業務における「修繕」と、期中改修業務における「修繕」との関係性についてご教示ください。	「要求水準書（案）7.1.2.e」に記載のとおり、修繕については期中改修業務に含まれ、維持管理業務においては各種点検及び保守の範囲内において対応することとしています。その上で、「要求水準書（案）7章」における「修繕」の表現については、入札公告時に修正します。	
109	要求水準書（案）	44	7	2	3	(1)	a	業務の方針	現状の什器備品の「修繕計画」（想定される耐用年数）はありますでしょうか。ご教示ください。	質問No.91の回答をご参照ください。
110	要求水準書（案）	44	7	2	3	(2)	c	要求水準	既存の備品リストがあるが、それを含めた「什器備品台帳」として再整備するというのでしょうか。お示しください。	ご理解のとおりです。「要求水準書（案）6.2.1.d」開業準備業務における前指定管理者からの引継ぎ業務をご参照ください。
111	要求水準書（案）	45	7	2	7	(2)		駐車場保守管理業務	利用者・収入の実績について、開示いただけますか。	参考情報として入札公告時において示します。
112	要求水準書（案）	46	7	2	8	(2)		業務の方針	文言の確認ですが、雪「吊」りの認識でよろしいでしょうか。	誤字となります。正しくは、ご理解のとおり「雪吊り」となります。入札公告時に修正します。
113	要求水準書（案）	48	8	1	4	b		開館時間及び休館日	これまで既定の休館日以外で休館した例及び、営業時間外に運営している実績があればご教示ください。	施設整備保守点検等で休館した実績があります。また、スポーツ大会や音楽イベント、選挙開票、集団検診等で時間外使用の実績があります。
114	要求水準書（案）	50	8	2	2	d		予約管理業務	市に協議しなければいけない予約の取消しとは、例えばどのような事例を想定されているのでしょうか。	利用者側ではなく、事業者側の都合によって予約の取消しを希望する場合を想定しております。
115	要求水準書（案）	50	8	2	3			料金收受業務	利用予定日直前のキャンセルの取扱いは、事業者が作成する利用規約の規定で取り決めるとの認識でよろしいでしょうか。また、利用予定日直前のキャンセルの扱いについて、市の見解をご教示ください。	質問No.6の回答をご参照ください。キャンセルの取り扱いについては、提案を求めます。
116	要求水準書（案）	50	8	2	4			総合案内業務	「本施設の総合的な受付・案内等の窓口機能を有すること」について、これは管理事務所以外に物理的に受付案内する機能（総合案内など）を設けなさいという意味でしょうか。	「本施設の総合的な受付・案内等の窓口機能」について、物理的に設けることを必須とはしませんが、利用者の利便性を高めるうえで、機能提供されることを求めています。
117	要求水準書（案）	50	8	2	2	d		予約管理業務	予約の取り消しが要協議の理由を教えてください。その件について事業者側の判断では無いのでしょうか。その点についてもご教示ください。	質問No.114の回答をご参照ください。
118	要求水準書（案）	50	8	2	4	c		総合案内業務	「苦情の処理に適切かつ丁寧に対応すること」とありますが、貴市との共有は必要でしょうか。また必要な場合の共有方法をご教示ください。	本市との共有は必要です。共有方法や報告基準、報告内容は、事業者と協議して決定します。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
119	要求水準書（案）	51	8	2	6		避難所対応業務	避難所として使用される場合の各種費用及び経費の負担についての規定があればお教えください。また、備蓄品等は本施設には無いとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。備蓄品がある場合、保管・管理は本業務外という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	避難所等運営の費用負担及び役割分担は、協議により定めることとなります。また、施設内には避難所等運営備蓄品が備えられており、管理は本市防災対策課が行いますが、施設内の保管場所の確保は必要となります。
120	要求水準書（案）	51	8	2	6	a	避難所対応業務	具体的にどこへの連絡を想定されていますか。お示しください。	本市防災対策課及び富山市災害対策本部との連絡対応を想定しております。
121	要求水準書（案）	51	8	2	9	b	行政等への協力業務	利用者アンケートの実施について内容及び頻度の想定をご教示ください。	内容については、応募者においてご判断ください。頻度については、最低年1回程度を想定しています。
122	要求水準書（案）	52	8	2	8		駐車場管理業務	駐車場の利用料金の設定は、事業者が利用規約で定めることを想定することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書（案）	53	9	1	2	f	前提条件	第一アリーナについて新築当初においても観覧席を有していましたが用途は「体育館又はスポーツの練習場」となっています。本改修においては新B1基準の充足を目的としていますが、その場合、観覧席の扱いは法別表第一（一）項に該当しないものとして扱うことができるのか富山市の見解を提示して頂けないでしょうか。	最終判断は本市建築指導課の判断になりますが、当事業はリーグ以外に興行等の増加を期待しているところであり、観覧場としての安全基準等を満たすことが必要になると想定しております。
124	要求水準書（案）	53	9	1	2	g	前提条件	第一アリーナについては興行場法の許可を受けることが前提ですが、その場合は建築基準法上の用途は「体育館又はスポーツ施設」のままで良いのか、富山市の見解を提示して頂けないでしょうか。	最終判断は本市建築指導課の判断になりますが、主要用途は「体育館又はスポーツ施設」であると想定しております。
125	要求水準書（案）	53	9	1	2	h	Bリーグ改修：前提状況	「消防法上の指導をうける場合は、事業者にて対応」とあります。第1アリーナ、第2アリーナ内（観覧席含む）にはスプリンクラーヘッドが無く、屋内消火栓設備にて対応しているように見受けられます。特例申請等で、免除されておりますでしょうか。新築時の特例・緩和の申請書等があれば、お示しください。	本施設は、消防法に基づき、図面通り消防検査済です。また、スプリンクラーヘッドでカバーできていない部分は、補助散水栓でカバーする計画となっておりますので、特例の申請はございません。
126	要求水準書（案）	53	9	1	1		Bリーグ改修	「ホスピタリティやエンターテインメント性にあふれる最先端アリーナ」とありますが、事業者側の提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書（案）	53	9	1	2	d	Bリーグ改修：前提状況	「本施設の建築法令上の現状の整理」とありますが、Bリーグ改修で座席の増設に伴い増築に伴う申請が必要となる可能性があります。増築で確認申請扱いの場合、民間審査機関でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
128	要求水準書（案）	53	9	1	2	f	Bリーグ改修： 前提状況	「第1アリーナについては別紙14のとおり、計画通知にて「興行場等に係る技術指針」として整理されているので参考する」とあります。 計画通知とは新築時のものと思われませんが、最新の興行場法、富山市興行場法条例への対応については、確認されておりますでしょうか。	最新の興行場法、富山市興行場法条例への対応について、確認済みです。
129	要求水準書（案）	53	9	1	2	g	Bリーグ改修： 前提状況	「第1アリーナを対象とする興行場としての許可をうけることとし、手続きを行うこと。」とあります。 富山市のホームページ「興行場」より、興行場の施設基準におきまして、観覧所、換気、照明は第1アリーナのみ対象、便所、その他は、建物全体を対象として対応することで、興行場許可は可能でしょうか。 関係官庁（保健所、消防）との調整はされておりますでしょうか。	興行場の施設基準については、事業者の提案内容を受けて、本市保健所において許可の判断が行われます。また、本市保健所及び本市消防局とは本事業における条件について相談及び情報共有を行っております。
130	要求水準書（案）	53	9	1	2	g	Bリーグ改修： 前提状況	「第1アリーナを対象とする興行場としての許可をうけることとし、手続きを行うこと。」とあります。 現状でも、Bリーグでの使用実績があるかと思われませんが、興行場の許可をうけておりますでしょうか。	Bリーグでの使用において、興行場の許可は受けておりません。
131	要求水準書（案）	53	9	1	2	g	Bリーグ改修： 前提状況	「第1アリーナを対象とする興行場としての許可をうけることとし、手続きを行うこと。」とあります。 「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」（昭和二五年五月八日）（衛発第二九号）では、 一 集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日間位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。 とあります。 興行のため使用する頻度によって、緩和がありますが、上記の頻度を超える興行を考えているというお考えでしょうか。	これまで以上の興行の開催に期待しています。
132	要求水準書（案）	53	9	1	2	h	Bリーグ改修： 前提状況	「消防法上の指導をうける場合は、事業者にて対応」とあります。 現状でもBリーグ用として使用している実績から、現状と同様の使い方をするのであれば、消防設備の既存適及がない旨の調整はされておりますでしょうか。 消防設備への既存適及が必要となる場合、工期、設計仕様、工事に影響しますので、ご教示お願いいたします。	事業者の提案内容によって、消防設備の既存適及に該当する場合は、対応してください。また、本市消防局とは本事業における条件について相談及び情報共有を行っております。
133	要求水準書（案）	53	9	1	2	h	Bリーグ改修： 前提状況	「消防法上の指導をうける場合は、事業者にて対応」とあります。 改修や増築に伴う消防設備の既存適及の有無は確認はされておりますでしょうか。 消防設備への既存適及が必要となる場合、工期、設計仕様、工事に影響しますので、ご教示お願いいたします。	質問No. 132の回答をご参照ください。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
134	要求水準書(案)	54	9	1	4	C	特記事項	「最先端のICT技術」の定義、想定についてご教示ください。	デジタルサイネージや施設内の情報可視化、モバイルオーダー、動画配信等、本施設の収益性及び魅力向上、利用者の利便性向上に資するデジタル技術の活用を想定しています。
135	要求水準書(案)	54	9	1	4	h	Bリーグ改修・魅力化改修業務 特記事項	可動席の記載がありませんが、現状可動席は部品の廃番や劣化・汚れ等が見受けられます。固定席と同様に本事業における魅力化改修及び交換必須と考えますがいかがでしょうか。お示しください。	「Bリーグ改修・魅力化改修業務」については、事業者の提案に基づいて実施されます。本施設の収益性及び魅力向上に資する観点において、応募者においてご判断ください。
136	要求水準書(案)	54	9	1	4	g	Bリーグ改修： 特記事項	「バリアフリーに配慮した施設計画とすること」とあります。既存改修のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「富山県民福祉条例」等の法律への対応は必須でなくてよろしいでしょうか。既存改修では、バリアフリーへの対応に限界がありますので、ご教示お願いいたします。	法規（法第十四条第5項及び条例第28条）通り努め、Bリーグ改修・魅力化改修を計画してください。
137	要求水準書(案)	54	9	1	4	h	Bリーグ改修： 特記事項	「以下の設備については、本事業における更新・継続使用・配置変更・追加・廃棄等の改修方針について提案を行うこと」とあります。 ① 大型映像設備 ② 4面映像装置（H29更新済。本施設内における再利用又は継続使用を優先して検討すること。） ③ 固定席 ④ 第1アリーナの特殊照明設備 ⑤ 第1アリーナの音響設備（R元更新済。） とは、どの設備を対象としておりますでしょうか。それぞれ ①「別紙資料8：貸与 大型映像設備工事-1」 ②「別紙資料29：貸与 第1アリーナ4面映像装置等設計・制作設置業務」 ③「別紙資料10：貸与 特殊照明設備工事-1」 ④「別紙資料9：貸与 特殊音響設備工事-1」 ⑤「別紙資料34：貸与 第1アリーナ音響設備更新業務委託仕様書」 に記載されているものとの認識でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③固定席については、「別紙資料1：建築主体意匠工事-1」をご参照ください。 ④第1アリーナの特殊照明設備については、「別紙資料10：特殊照明設備工事-1」をご参照ください。 ⑤第1アリーナの音響設備については、「別紙資料9：特殊音響設備工事-1」及び「別紙34：第1アリーナ音響設備更新業務委託仕様書」をご参照ください。
138	要求水準書(案)	56	9	2	5	b	什器備品設置業務	「既存の什器備品台帳との分類」とありますが分けるべき分類についてご教示ください。	「要求水準書(案) 6.2.1.d」に記載の既存の什器備品台帳との区分を明確に分けて管理することを示しています。
139	要求水準書(案)	56	9	2	5	b	什器備品設置業務	提出はいつを想定されていますか。期中に追加で設置した場合、更新した台帳の提出はその都度でしょうか。ご教示ください。	「Bリーグ改修・魅力化改修業務」として調達・設置した什器備品台帳については、「要求水準書(案) 4.1.6及び9.1.6」提出書類をご参照ください。期中に追加投資される什器備品については、本市の事前の承認後に設置され、自主事業年度業務報告書において更新した備品台帳が提出される想定ですが、本市と事業者の協議により決定します。
140	要求水準書(案)	57	10	1	1		基本的事項	「事業者自ら…」とありますが、SPC自ら自主事業によるサービスを提供する（売上を計上する）という認識でよろしいでしょうか。	SPC自ら又は第三者への委託等により実施してください。売上計上については、ご理解のとおりです。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答	
		頁	項目							
141	要求水準書（案）	57	10	1	1		基本的事項	「自主事業は独立採算」との記載があるが、赤字になる可能性が少しでもある事業の採否に関して富山市の判定基準はあるのでしょうか。 また、自主事業に関する事業収支の管理手法（ファイナンス上収支を分けるなど）規定はないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	本市における判定基準はございません。自主事業の事業収支は、独立して管理してください。詳細については、入札公告時の様式集において示します。	
142	要求水準書（案）	58	10	2	1	a	b	共通	a.とb.の関係性について、壁面・床面の活用は、事業者は市と賃貸借契約を締結することで、行政財産目的外使用の許可手続きが不要になるとの認識でよろしいでしょうか。	壁面・床面等の活用については、運営権を権原とし、行政財産目的外使用の許可手続きは不要となります。ただし、本施設の一部について第三者に転貸借を行う場合は、本市との賃貸借契約等の締結が必要となります。
143	要求水準書（案）	58	10	2	2	c		飲食・物販業務	市に対して利用料金や賃料の届出・許可は不要との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「要求水準書（案）10.1.5」に記載のとおり、本市への提出書類において報告を行ってください。
144	要求水準書（案）	58	10	2	3			広告業務	広告業務について予約開始（誘致）可能時期についてご教示ください。	「要求水準書（案）10.1.3」に記載のとおり、広告業務を含む自主事業の業務着手時期については事業者の提案となります。
145	要求水準書（案）	59	10	2	5	a		スポーツ教室・健康増進プログラム	現在本施設で実施されている以下のスポーツ教室・健康増進プログラムの内容をお示しください。 ①現指定管理者が実施している教室内容（教室名・時間・開催諸室・定員・教室金額・教室参加者・教室収入） ②総合型地域スポーツクラブが実施している教室内容（教室名・時間・開催諸室・定員・教室金額・教室参加者・教室収入）	①②ともに、スポーツ協会発行のActive+Bookをご参照ください。
146	要求水準書（案）	59	10	2	6			エリアマネジメント業務	周辺施設・企業等との連携について具体的想定がありましたらお示しください。	本施設の周辺の施設・企業・エリアマネジメント活動等の具体的な例示は行いません。
147	要求水準書（案）	62	巻末2					プロフィットシェア	プロフィットシェアの算定対象となる収入は「利用料収入」「サービスマン費用」だけでなく「自主事業による収入」も含まれるという認識でよろしいでしょうか。 また、プロフィットシェアは、一般的にはSPCの利益を対象とするものと思われませんが、以下の想定でよろしいでしょうか。 「SPCが自主事業を含めた売上を計上し、構成企業への対価や自主事業に係る経費及び法人税等を控除した利益額を対象とする。（構成企業に全てパススルーされた場合においても、各構成企業の収入から経費を控除した利益額を対象とするものではない）」	質問No.7の回答をご参照ください。本事業のプロフィットシェアでは、利益ではなく、毎事業年度の収入を対象としております。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
148	要求水準書（案）	62	卷末2				プロフィットシェア	プロフィットシェアによる還元額の留保について、施設の魅力向上や市民スポーツの環境の充実に資する取り組みに充当するとありますが、当該Rコンセッション事業では修繕リスクが極めて大きいため、将来発生しうるリスクに対する引当が現実的に望ましい措置であると思われます。この考えについて貴市と協議できる余地についてご教示ください。	将来発生しうる修繕リスクについては、「その他修繕・更新業務」において対応してください。ただし、お示しの修繕リスク対応が本施設の魅力向上や市民スポーツ環境の充実に資すると本市が承認した場合は、還元実施計画に定めることが可能です。
149	要求水準書（案）	62	卷末2				プロフィットシェア	プロフィットシェアの対象となる利益について、税引き後の当期利益を対象とすることによるものでしょうか。	質問No. 147の回答をご参照ください。
150	要求水準書（案）	62	卷末2				プロフィットシェアについて（案）	計画値からの超過割合（現状の想定は15%）は決定事項でしょうか。割合変更を協議する余地はあるのでしょうか。ご教示ください。	「要求水準書（案）巻末2」に記載のとおりです。変更の検討は予定しておりません。
151	要求水準書（案）	62	卷末2				プロフィットシェアについて（案）	プロフィットシェアの対象について、収入ではなく利益に変更いただけないでしょうか。変更を協議する余地はあるのでしょうか。ご教示ください。	変更の検討は予定しておりません。
152	要求水準書（案）	62	卷末2				プロフィットシェアについて（案）	「還元対象額に対する還元割合は10%を下限值として事業者が提案書に基づき設定」との記載がありますが、10%の下限值が貴市との交渉により下がる余地はあるのでしょうか。ご教示ください。	変更の検討は予定しておりません。
153	別紙23 修繕記録（H23-R2）						修繕記録	区分でリース備品とありますが、これらリース備品は現指定管理者から事業者が契約を引き継ぐことはできるという認識でよろしいでしょうか。	リース事業者と協議のうえ、協議が整った場合には契約を引き継ぐことができるものと考えております。
154	別紙25 現指定管理者要望リスト（R5）	51					外構照明更新	外構照明更新の要望が現指定管理者から出ている上、現在は消灯した状態にも関わらず、別紙資料39の中長期建物保全計画において■となっています。すぐにでも対応すべきだと考えますが、お考えをお示しください。	現指定管理者の要望事項ではありますが、本事業においてその他の改修とともに計画調整のうえで実施することを条件としています。
155	別紙25 現指定管理者要望リスト（R5）	52					ロードヒーティング（HB-9）修繕	ロードヒーティングの要望が現指定管理者から出ていますが、利用者や来館者のためには冬季に向け、すぐに対応すべきだと考えます。しかし別紙資料39の中長期建物保全計画において■となっています。お考えをお示しください。	現指定管理者の要望事項ではありますが、本事業においてその他の改修とともに計画調整のうえで実施することを条件としています。
156	別紙36 指定管理者仕様書	4	1	(8)	ア	②	各業務の費用	①1～28までの業務の記載がありますが、それぞれの費用をお示しください。 ②1清掃業務・6施設設備運転及び駐車場管理業務・8保安警備業務・25フィットネスルーム指導業務・26総合受付及び事務室受付員派遣業務については、業務を実施する職員のシフト表をお示しください。 ※シフト表：1ヶ月単位のカレンダーで、作業員を曜日ごとに何名、何時から何時まで配置しているか分かる資料	①費用の開示は行いません。 ②職員シフト表の開示は行いません。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
157	別紙36 指定管理者仕様書	5	1	(8)	イ	②	他の管理施設の 使用料	「他の管理施設が管理する施設において入金された・・・他の管理者へ引き継ぐものとする」との記載がありますが、 ①PFI事業期間においては実施しない業務との理解でよろしいでしょうか ②実施するのであれば、料金の引継ぎに当たっての契約文面またはどのような仕組みで実施しているのかお示してください。	①ご理解のとおりです。
158	別紙36 指定管理者仕様書						資料の位置づけ	本資料はあくまで現指定管理者の仕様書であり、本PFI事業においては参考の位置づけで開示頂き、例えば人員配置人数等は必須ではないとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。参考資料の位置付けとなります。
159	別紙36 指定管理者仕様書							利用者数はTTSを含む人数と認識でよろしいでしょうか。TTSを含む場合はTTSを除く利用者数をお示してください。	TTSの利用者数は含まれておりません。
160	別紙36 指定管理者仕様書 富山市総合体育館及び富山市3x4 バスケットボールコート管理業務仕様書	1	1	(4)	イ	②	令和4年度の使用料収入	①令和4年度の使用料収入をお示してください ②①に関わり、収入の内訳をお示ください（例：個人利用・団体利用・諸室ごと等）	参考情報として入札公告時において示します。
161	別紙37 委託業務仕様書一式		7	2	1~8		委託業務仕様書一式	要求水準書案の維持管理業務(41~47P)において、「別紙の37のうち～仕様を満たすこと」との記載が数か所ありますが、別紙37の業務仕様書では、作業人数、作業場所、作業方法、作業回数、作業範囲、報告方法などが規定されています。これは、現指定管理者と全く同じ方法で維持管理業務を履行するという認識でよろしいのでしょうか。（性能発注の認識についての確認）	同じ方法ではなく、各業務のサービス水準を維持向上させる観点において、応募者において業務の実施内容についてご提案ください。
162	別紙37 委託業務仕様書一式	45	7	2	6		警備業務 警備請負業務仕様書	別紙37の仕様書に全て基づく場合、施設に常駐する警備員の配置は不要という認識でよろしいでしょうか。	質問No. 161の回答をご参照ください。
163	別紙39 中長期建物保全計画書						中長期建物保全計画書	期中改修業務について、サービス対価Aでその費用を算定されていると思いますが、市の想定費用と見積の乖離を防ぐ（または乖離の原因を特定）ため、中期建物保全計画書における費用根拠の開示は可能でしょうか。	費用根拠の開示は行いません。
164	別紙39 中長期建物保全計画書						備品の修繕・更新	本資料内に、備品の修繕・更新等に関する記載がありませんが、貴市としての考えをお示してください。 閲覧資料を確認すると古い備品も多いと理解していますが、備品の修繕・更新についてもサービス対価Aの対象になるという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 91の回答をご参照ください。「その他修繕・更新業務」としてサービス対価Aの対象となります。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
165	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	1	(1)			耐用年数基準	凡例に1~4と記載されていますが、2ページ以降の内訳には「5」の表記が多数見受けられます。「5」は何に該当するのか、ご教示ください。	記載の誤りとなります。凡例「5」は、受託者実績等に基づく基準です。入札公告時に修正します。
166	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	2	★			凡例の説明	凡例として5種類のマークが記載されていますが、19・20ページに「●（黒丸）」の表記が見受けられます。「●（黒丸）」は何に該当するかご教示ください。	記載の誤りとなります。正しくは、●ではなく、■：サービス対価必須項目（事後保全：現指定管理者要望箇所）となります。入札公告時に修正します。
167	別紙39 中長期建物保全 計画書	2	1	(1)	①		屋根	①屋根の内訳に、「屋根1、屋根4、屋根2・3、屋根6-11・13、屋根12」の記載がありますが、どのように分類されているのかご教示頂きたいと存じます。また、屋根5や屋根14以降も存在するのか、併せてご教示ください。	「別紙資料1：建築主体意匠工事-1」の外部仕上表をご参照ください。
168	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(1)	①	ほか		修繕更新計画内容	「（部分）修理」の場合の想定の数量のとらえ方をお示しくください。	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」対象数量係数を採用しています。事業者において、期初改修業務の事前調査に基づき、「修繕計画書」を策定してください。
169	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(1)	①			屋根	「1. 建築／(1) 防水／①屋根／・屋上1-5、デッキ3-5、屋外機械置場、屋根5」において、「（現状）アスファルト防水押えコンクリートの部分修理」とは防水までを含むと考えてよろしいでしょうか。お示しくください。	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」対象数量係数を採用しています。事業者において、期初改修業務の事前調査に基づき、「修繕計画書」を策定してください。
170	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(1)	①			屋根	また、「（今後）ウレタン塗膜防水の更新」ともありますが、修理との関係はどのように考えればよろしいでしょうか。お示しくください。	アスファルト防水押えコンクリートの上から塗膜防水で更新することを想定しております。またアスファルト防水押えコンクリートは修繕を想定、塗膜防水は更新を想定しています。
171	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(1)	①			屋根	「1. 建築／(1) 防水／①屋根／・デッキ1-3」において、「アスファルト防水押えコンクリートの上タイルの更新」とは防水を含むと考えてよろしいでしょうか。お示しくください。	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」に基づき計画しております。事業者において、期初改修業務の事前調査に基づき、「修繕計画書」を策定してください。
172	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(1)	①			屋根	「1. 建築／(1) 防水／①屋根／・弓道練習場」において、「（今後）ウレタン塗膜防水に更新」とは現状のアスファルト防水を全撤去と考えるよろしいでしょうか。お示しくください。	アスファルト防水押えコンクリートの上から塗膜防水で更新することを想定しております。
173	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(1)	①			屋根	「1. 建築／(1) 防水／①屋根／・屋根12」において、「アルミパネルの部分修理」とは、パネルを入れ替えるという考えでよろしいでしょうか。お示しくください。	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」に基づき計画しております。事業者において、期初改修業務の事前調査に基づき、「修繕計画書」を策定してください。
174	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(2)	①			塗装面	「1. 建築／(2) 外装仕上／①塗装面／・東西南北面、弓道練習場」において、「コンクリート打放面（経年劣化）の部分修理」とは、クラック補修対策を指しているのでしょうか。あるいは、塗装のみの補修と考えるよろしいでしょうか。お示しくください。	コンクリート打放面ではクラック補修、撥水性塗装の上フッ素樹脂クリア塗装では塗装を想定しております。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
175	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(2)	①			塗装面	「押出中空セメント板の部分修理」とは、どのようなイメージでしょうか。お示してください。 (表面補修or中空部の角パイプ補強or張り替え等)	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」に基づき計画しております。事業者において、期初改修業務の事前調査に基づき、「修繕計画書」を策定してください。
176	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(2)	③			アルミカーテン ウォール	「1. 建築／(2) 外装仕上／③ アルミカーテンウォール面／・東 西南北面」において、ガラスは「建具更新年数に合わせる」と ありますが、ガラスの交換を指していると考えてよろしいで しょうか。お示してください。また、建具交換年数が不明です。	ガラスの交換を指しております。(3) 外部金属建具に更新年数 が記載されております。
177	別紙39 中長期建物保全 計画書	1	(2)	④			軒天井	「1. 建築／(2) 外装仕上／④軒天井／・アルミパネル面」におい て、アルミパネルの部分修理とは、パネルを入れ替えるという 考えでよろしいでしょうか。お示してください。	「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」に基づき 計画しております。事業者において、期初改修業務の事前調査 に基づき、「修繕計画書」を策定してください。
178	別紙39 中長期建物保全 計画書						全般	表記が「衛生配管更新に伴う道連れ」の場合、施工範囲を判断 する目安はどのようにお考えでしょうか。お示してください。	計画上は居室単位で記載されております。なお、本項目は、 △：「その他修繕・更新業務」対応想定箇所（要求水準書 （案）5.2.3）となります。
179	別紙39 中長期建物保全 計画書						全般	既設建屋から電気・水道・下水等の利用は可能でしょうか。ご 教示ください。	有償にて利用可能です。
180	別紙39 中長期建物保全 計画書						全般	工事関係者の仮設ヤード（駐車場含む）は確保可能でしょう か。ご教示ください。	応募者においてご判断ください。「要求水準書（案）5.2.2.b及 びc」をご参照ください。
181	別紙39 中長期建物保全 計画書						全般	工事の時間・曜日・祝日に制限はありますか。ご教示くださ い。	制限はございません。「要求水準書（案）4.2.4.e」をご参照く ださい。
182	別紙39 中長期建物保全 計画書						中長期保全計画	中長期保全計画について、判例として、 ●：サービス対価必須項目（予防保全） ■：サービス対価必須項目（事後保全） ▲：サービス対価必須項目（事後保全） とありますが、修繕範囲として、表にある凡例部分を見込むの でしょうか。 建築においては、劣化調査資料がないため、すべて改修するよ う見受けられます。 また設備において、部分修繕とありますが、更新内容が不明で す。（更新は機器を更新） また電気において、判定総括の記載があいまいとなっていま す。 修繕・改修範囲を明確にお示してください。	改修に係る業務の整理について、「要求水準書（案）2.8及び 4.1.2及び5.1.2」をご参照ください。
183	別紙39 中長期建物保全 計画書						中長期保全計画	中長期保全計画について、判例として、 △：その他修繕・更新業務サービス対価必須項目（事後保全） とありますが、これは事前調査によって、修繕が必要な場合と いうことでよろしいでしょうか。お示してください。	左記の件、正しくは、△：「その他修繕・更新業務」対応想定 箇所となります。内容は、「要求水準書（案）5.2.3」をご参照 ください。

No.	文書名	該当箇所					項目名	質問	回答
		頁	項目						
184	別紙40 令和4年度改修可能性調査について						令和4年度改修可能性調査	改修可能性調査とありますが、別紙40では新B1アリーナ基準に充足していない内容が記載されていますが、「新B1アリーナ基準」への改修は可能である確認はされておりますでしょうか。	Bリーグ改修に関する改修可能性調査の結果及び各種ヒアリングにより、本施設の新B1アリーナ基準の充足は可能であると認識していますが、実際の審査についてはBリーグにより実施されます。「要求水準書（案）9.1.2.b」に記載のとおり、事業者はBリーグ改修に関して、Bリーグと協議のうえで提案を行ってください。
185	別紙41 建築法令等に関する現状の整理	④					避難安全検証	避難安全検証について、「改修計画に応じて事業者において対応すること」とありますが、本改修において避難安全検証を行えばよいのでしょうか？行う場合、避難安全検証法に基づき検証を行う必要がありますか？	避難安全検証については、建築基準法上の仕様規定を満たすことを想定しており、避難安全検証法の活用は想定していません。
186	別紙41 建築法令等に関する現状の整理						④避難安全検証	「第1アリーナについては興行場法等に係る技術指針にて避難計画について、チェック済」とありますが、建築基準法上の避難経路、避難距離を確保すれば、避難安全検証を行わないことでよろしいでしょうか。	質問No. 185の回答をご参照ください。
187	別紙41 建築法令等に関する現状の整理						④避難安全検証	避難安全検証とありますが、建築基準法の避難時間・避難距離の検証なのか、避難安全検証「法」のことなのか、どちらでしょうか。お示ください。	質問No. 185の回答をご参照ください。
188	別紙42 備品リスト						備品リスト	備品リストについて閲覧資料は確認しておりますが、データではリストは無いのでしょうか。この備品リストと現物の突合及びデータ化するとした際には膨大な作業が発生すると思われそうですが、PFI事業期間が始まるまでに貴市にてデータ化等の対応をして頂けるという認識でよろしいでしょうか。	備品リストのデータはございません。なお、本市で備品リストのデータ化等は予定しておりません。
189	別紙44 利用料金設定について						利用料金設定について	「一般利用料金」本事業の設定イメージで「現状の2倍程度を上限とする等」の表記がありますが、2倍程度には何らかの根拠がありますか。お示ください。	本施設の収益性向上やスポーツ環境の充実に資することを目的とした場合に、本市において例示したものであり、応募者において本施設の利用料金体系及び水準について提案を行ってください。
190	別紙45 広告業務の取り扱い						広告業務の取り扱い	表中「既存状況」に「契約あり」との表記がありますが、現状の広告関連規約、計画形態、使用料をお示ください。	別紙45をご参照ください。